【規程番号　神女大Ｖ－021】

看護学部看護学科臨地実習履修資格についての細則

看護学部看護学科において臨地実習を履修しようとする者は、実習に耐え得る健康を保持し、実習に必要な知識・技能を身に付けていることとする。また、次の臨地実習科目については、履修前に、それぞれに掲げる条件を全て満たしていることを原則とする。

(1) コミュニティ看護実習Ⅱ（老年）、医療看護実習Ⅱ（精神）、医療看護実習Ⅱ（急性期）、医療看護実習Ⅱ（慢性期）、成育看護実習Ⅱ（小児）及び成育看護実習Ⅱ（母性）
①１回生の臨地実習科目を全て修得済みであること。
②１回生から２回生前期までの専門科目のうち、必修科目の未修得科目が2科目以内であること。

(2) 課題探究及び総合実習（地域・在宅）
①１回生から3回生までの臨地実習科目を全て修得済みであること。
②１1回生から3回生までの専門科目のうち、必修科目の未修得科目が3科目以内であること。

(3) 公衆衛生看護活動論実習及び公衆衛生看護管理論実習
①保健師国家試験受験資格選択科目の履修が認められていること。
②「課題探究」及び「総合実習（地域・在宅）」の履修が認められていること。

(4) 助産学実習
①助産師国家試験受験資格選択科目の履修が認められていること。
②「課題探究」及び「総合実習（地域・在宅）」の履修が認められていること。

この細則の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附　則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。